

第5期武蔵野市情報公開委員会（第6回）会議要録

- 日 時 平成19年1月23日（火）午後6時30分～午後7時45分
- 場 所 武蔵野市消費生活センター講座室（商工会館3階）
- 出席者 委 員 7名、事務局 3名

1 報告事項

（1）個人情報の紛失について

事務局が当日配布資料①「個人情報の紛失」を説明。

委 員： これは情報公開委員会とどういう関わりが出てくるのですか。

事務局： 既にマスコミにも発表しており、情報という形でお伝えしておいた方がいいという判断でご報告させていただきました。あと、個人情報の保護につきましては、別途、個人情報保護審議会へも報告をしていきます。

委 員： この問題を、この委員会で検討するという事ではないのですか。

事務局： 個人の情報は市民の皆さんにとって極めて大きな情報ですので、それについて1点ご報告を申し上げた次第です。

委 員： この問題はうちの委員会の対象案件ではありませんが、今後こういうことが二度と起こらないようお願いをしておきたいです。

事務局： はい、わかりました。

委 員： 東京都の国民健康保険団体連合会は都庁にあるのですか。

事務局： 都庁とは別の西新宿にあるビルの中にあります。

委 員： 磁気テープに移して、情報を持ち出していくのですか。

事務局： 磁気テープでデータのやり取りをしています。国保連合会には各医療機関から医療機関の診療レセプト情報が全部集まってきます。それと各自治体から毎月渡している被保険者に関する新しいデータを突合します。それで支払いがされます。

委 員： 磁気テープの受け渡しはどのようにされているのですか。

事務局： ジュラルミンケースに入れて職員が運んでします。

委 員： どちらの落ち度かわからないのですか。

事務局： 基本的には市役所の管理の問題だと思われれます。受け取りの記録も残っていま

す。

委員： そういう受け渡しをしていけば、ほかのデータでも紛失があり得るということですか。

事務局： それは個人情報保護審議会でも指摘されています。本来ですと専用回線で結んでデータとして送受信するのが理想的ですが、専門家に言わせると専用回線でも漏洩等が起こりえるということで、絶対というのがなかなか難しいです。今回の事件はマニュアルどおりの作業がされていなかったことが一番問題だと思います。現時点では所在を捜索中ですので、また新しい情報が入り次第、ご報告できればと思います。

(2) 平成18年度第3四半期の開示等状況について

事務局が当日配布資料②「平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況」を説明。

委員長： 地図のメンテナンスを目的とする開示請求は、これまでの請求者と同じですか。

事務局： そうです。

委員： 特定の業者からの請求が多いということはありませんか。

事務局： 今回は特に特定の事業者が突出して多かったというのはありません。

委員長： 1月に入ってから取材目的のものが2件ありますがどういったものですか。

事務局： これについては開示請求ではなく、原課の方でまずは取材をしてもらいたいと話をしたのですが、開示請求をしてみて、その結果疑義等があれば、それをもとに取材をしていきたいということでしたので、開示請求として受理をしました。

委員長： 請求者はメディアですか。

事務局： 新聞社です。足で稼ぐのではなく、開示請求して記事にする大手新聞社が最近多いです。開示請求の場合は既に作成されている行政文書が対象となりますので、該当する文書がなかったり、あっても解説をしないとわからない資料というものも当然出てきますので、取材の場合は直接各課に聞きに行ってもらった方が、情報を得やすいと思います。

委員長： 地図のメンテナンスを目的としている業者と同じように、本来の目的ではない使われ方をしている気がします。

(3) 平成18年度市政アンケート調査結果について (速報)

事務局が当日配布資料③「平成18年度市政アンケート調査結果について(速報)」を説明。

委員長： 回収率は他の自治体でも同じくらいですか。

事務局： 他の自治体で全世帯を対象とした悉皆調査を行っているところはありません。
悉皆調査でのこの数字はかなりいい方だろうと思います。

委員： C I Mのテーマを決めるときに利用できるのではないですか。
年代層別に集計した資料もあるのですか。

事務局： 報告書では年代集計もしますし、地域を吉祥寺圏、三鷹圏、武蔵境圏に分けて、
それぞれ必要に応じてクロス集計をした結果も出していきます。

委員： 9月の敬老の日ぐらいにいつも出すと思っているのが定着をしています。変えないほうがわかりやすいです。

事務局： 市長が交代したので変えようと考えていたのですが、再検討してみます。

委員： 何歳代が一番回答しているかというのわかるのですか。

事務局： わかります。テーマによって回答を寄せられる年代もはっきりしています。

委員： 所帯を対象とありますが、5人所帯の場合5人の意見を書くようになっている
のですか。

事務局： いえ、各ポストに1枚ずつ投函しています。もし世帯で複数枚欲しいと思われる方は、
市政センターや市役所へお申し出いただければお配りしています。

委員： その家を代表する方が書くことになっているのですか。

事務局： 別に決まりはありません。

委員： 夫と妻の考えが違う場合は、2通ということになる場合もあるのですか。

事務局： ええ、そうです。

委員： でも回答は3項目まで選べるようになっていますので、1枚で複数の意見を答
えることもできるのではないですか。

委員長： 回収率が前回に比べ下がっている理由はなんですか。

事務局： 前はちょうど土屋市長が辞められて市長が空白の時期に当たりましたので、
そういう特殊要因もあり、飛躍的に伸びたのではないかと考えています。

委員長： 今後も関心を高めていただければと思います。

2 議題

(1) 情報公開条例運用上の問題点について

事務局が当日配布資料⑤「情報公開条例上の問題点」を説明。

委員長： こういう方向で検討しているという情報提供的なことですか。

事務局： そうです、直ちに何か改正をしないと支障が生じるという段階ではありません。一応だれが見てもここに書いてありますと言えるようにしておいた方がいいのではないかと考えています。

委員： 今まででは口頭で言っているわけですか。

事務局： 条例の「法令等」に手数料条例も含まれているという解釈で行っています。

委員： そのことを明文化するということですか。

事務局： 条例上明文化すれば普通にだれが読んでも書いてありますという形になるのではないかと考えています。

委員長： そんなに大きな問題があると思えません。業者みたいなのが排除できるのはいいのですが、普通の人がこれで利益を得たというケースはありますか。

事務局： 今までの例では事業主だけですが、一般の市民の方でも同じような文書が必要な場合は、その制度を説明し所定の手数料等を納めていただいた上でコピー等を交付することになります。

委員： この問題点について賛成とか反対ということを今議論するわけではないのですか。

事務局： 今この場でご議論というところまでは、考えていませんでした。

委員長： 条例改正をするときに、我々が賛成しないと出せないということはないですか。

事務局： いろいろとご意見をお聞きしたりすることは出てくると思います。

委員： 手数料条例で行うと費用はいくら払えばいいのですか。

事務局： 多少ばらつきがありますが、建築確認の受付台帳は1件200円です。

委員： それはそちらの事務局で収納しているのですか。

事務局： 建築確認の受付台帳は建築指導課が所管しており、その窓口で徴収しています。

委員： 市民活動センターに請求した場合はどうなるのですか。

事務局： 開示請求になれば、こちらで1件100円を徴収します。ただ実務上、市ではダブルスタンダードになってしまいますので、基本的に手数料条例の手続きとして現に行っているものは手数料条例の方を利用していただく形にしています。

本日議題とした趣旨は、情報公開条例では情報公開委員会で情報公開その他情報公開の推進に関する事項について審議し、または実施機関に意見を述べるということになっていきますので、私どもが条例改正の方向で検討を進めているという情報公開の推進にかかわる制度の運用ですので、それについてご審議をいただく、あるいは皆様のほうで私どもに意見を述べていただくべきものがあれば今ここで意見を述べていただくということで、議題としておかけしている次第です。

委員： もうちょっと具体化してこないと提言しにくいと思います。

事務局： 一応今日は、こういう問題がありますということでご認識いただいて、条例を上程する段になりましたら、改めてご報告なりご意見を求めるという取り扱いではどうでしょうか。

委員長： 本来の目的ではない使用に対して何らかの措置をとるという方向性としてはいいと思います。今の学生を見ていると、インターネットで検索した情報をもとにレポートの作成をしていますので、自分の足で取材に行くよりは、こういう制度があれば使ってしまうというのが、今後どんどん増えてくると思います。

委員： 1つの手がかりとして、開示請求は大事なことなのではないかと思います。しかも、情報公開を使って何かひっかかるものがあれば自分の足でという感じだと思います。

委員長： 昔の人はこういう選択肢がなかったので足で稼ぐしかなかったのかもしれないです。

委員： マスコミは、行政は情報の宝庫だとわかっていますので、使えるものはどんどん使うと思います。

委員： 私自身は市民の立場からいうと大事なことではないかと思います。やはりこういうことがないと行政側もびりっとならないところがあって困ると思います。

委員長： メディアが情報を探ることは構わないのですが、この情報公開条例を使わなくてもいいと思います。開示請求の対応にすごい労力を使われるようになると、本来の情報公開条例が対象にしている市民サービスが出来なくなります。ですから、本来の目的以外の使用に対して何らかの対処を考えていくこと自体はいいのではないかと思います。

委員： 本来の目的という定義がよくわかりません。

委員長： 情報公開条例以外の方法で調べられるものであれば、何も市役所の人たちを使

いコピーをとらせなくともいいと思います。学生などは役所の人が勝手にコピーしてくれるぐらいに思いますから、遊び半分で使い始めかねません。

委員： 私たちもちょっと何かを知りたいと思うと、ついついインターネットで検索して、それだけで事実のような感じで受け止めてしまいます。やはりそれはある意味怖いと思います。しかし、どうすれば正確な情報が入手できるのかは、情報が増えれば増えるほど難しくなり素人ではわかりません。

委員： 疑問に思ったことが、だれでも開示請求できるのが情報公開のあり方ではないかと思います。どんな人にも開示できるようなものが一番大事なのではないかと思います。

委員長： 個人的な見解ですが、行政機関の情報が市民にとって必要なものであれば、情報公開制度がどうなっているかに関わらず、行政の透明性のためにも市民に公開されるべきだと思います。それはそれとして、情報公開条例が対象にしている開示請求は、行政の文書について市のマンパワーを使い、開示できる部分とできない部分を区分けして、開示できる分について市民に情報文書を公開するという情報の開示の仕方のシステムです。このシステムが今、文書があるかないかよくわからないままに何か書類を出しなさいという趣旨で使われ始めています。それは本来の現実存在する行政文書を市民に提供するサービスと同じかということです。

委員： 地図業者の話は別だと思います。

委員： それは別だと思います。明らかに自分の会社の利益のために利用していると思います。しかし、取材等に関してはどうなのかと思います。

委員長： 特定の取材を制限することを考えている意味ではないので、その辺はご理解いただきたいと思います。行政文書を開示するシステムを悪用されないような対策は考えておいた方がいいという趣旨です。

委員： それはそう思います。しかしすごく難しいと思います。

委員長： その一つの方策として、手数料条例がありますというのが今回の提案部分だと思います。

委員： これ以外はないのですか、そういうものに対するガードというのは。

委員長： 市民の知る権利だという考え方は正しいと思います。しかし、例えば学生がレポート書くために、自分でホームページ等を調べればわかる情報について開示制

度を利用して得ようとするかもしれないです。そのような制度の利用に対する方策はあってもいいと思います。

事務局： その辺が運用上の問題としても難しいです。おそらく情報公開法が作られたときは情報公開を進めていくために原則として全て情報を出していこうというものであったと思います。しかし、制度を運用していく中で、何でもかんでも公費を使って情報を提供することが本当にいいのかということが課題となってきています。また、営利を目的とするものについて除外する規定を設けた場合、営利性をどう判断するかという問題も出てきます。

委員長： 学術調査で行政が保有する情報の閲覧する場合は、個人情報保護からの例外扱いをされていますが、市町村の人たちの対応も非常に厳しくなっています。学術調査でさえそうですから、普通の営利を目的とする利用を排除するぐらいは何か考えてもいいのではないかと思います。

委員： 料金はいくらですか。

事務局： 手数料は1件100円です。コピー代は1枚10円です。

委員： 営利目的であれば100円や10円では大変安いということだと思います。

委員： コピーそのものは機械でやるので大したことはないと思いますが、一部個人情報が含まれていると、それをまずマスキングした上でコピーすることになります。そうすると、市民の税金で働いている貴重な人材が何日もそのために労力を費やすことになります。

委員長： どこで線を引くかというのは至難のわざというか、不可能なことだと思いますので、特定のケースを何とか対処していくような方向性を考えていただくようなことしかないと思います。

3 前回会議要録について

平成18年10月17日（火）に開催された「第5回情報公開委員会会議要録」については、原案のとおり承認された。

4 次回日程について

第6回情報公開委員会は、平成19年4月17日（火）午後6時から消費生活センター講座室において開催することとなった。

【事前配布資料】

- ① 第5回情報公開委員会会議要録（案）
- ② 第7回市民と市長のタウンミーティング報告書

【当日配布資料】

- ① 個人情報の紛失について
- ② 平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況
- ③ 平成18年度市政アンケート調査結果について（速報）
- ④ 市報1月15日号
- ⑤ 情報公開上条例運用上の問題点
- ⑥ 委員報酬に係る源泉徴収税額の改正について
- ⑦ 季刊むさしの 2006・冬号